

2013年5月27日
住友化学株式会社

EUのネオニコチノイド剤規制に対する住友化学の見解

5月25日にEU委員会から、以下を主な内容とする新たな使用制限について、EUの官報で発表がありました。

《発表内容》

1. クロチアニジンを含むネオニコチノイド3剤について、ミツバチを誘引する作物および穀物における種子処理、粒剤処理、茎葉処理での使用を禁止する。
2. 本禁止措置は2013年12月1日までに施行する。(2年以内に見直し)

EU委員会の今回の決定は、その依拠する欧州食品安全機関（EFSA）の審査において、ミツバチの大量死、大量失踪とネオニコチノイド剤の因果関係について何ら明確な判断がなされなかったにもかかわらず、予防的措置の考え方の下に現在行われているミツバチ問題の真の原因究明やネオニコチノイド剤の適切な使用確保に関する取り組み、また多数のEU参加国の反対を省みず行われたもので、行き過ぎたものと言わざるを得ません。今回のEUでの措置は国内のクロチアニジン関連商品の使用に何ら影響を及ぼすものではなく、また今回の決定は、ネオニコチノイド剤がミツバチの大量死、大量失踪の主たる原因ではないとする当社の見解に何ら影響するものではありません。現行の製品ラベルどおり適正に使用いただき、また、農林水産省の危害防止運動実施要領に基づき養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が緊密に連携し、ご使用に際して事前に使用予定の情報共有を行うことで、ミツバチに対する事故は未然に防げるものと考えます。

住友化学は、今後もミツバチ問題への科学的な研究に取り組むとともに、当社商品の使用によるミツバチに対する事故が発生しないよう関係指導機関等と協力をしながら農産物の安定生産のため普及活動を継続してまいります。